

住宅貸付に関する同意書

【同意事項】

- ① 申込内容及び既存借入金の申告事項等に偽りのあることが認められる場合は即時償還となります。
- ② 貸付規程に反する場合についても即時償還となります。
 - ア 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に貸し付けること
 - イ 不動産の全部又は一部を第三者に譲渡（売却）すること
 - ウ 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること
- ③ 貸付事故（自己破産・個人民事再生）が発生した場合、給与控除を停止させる必要があるため、給与担当課長へ通知します。
また、新規貸付を認定することがないよう所属区局福利厚生担当課長への通知も行います。
- ④ 審査上必要とする場合は、給与担当課長に対し、給与等の差押えの有無を確認することに同意します。

以上、同意事項の内容について承諾します。

また、その他規程に反する行為を行った場合は未償還元利金を即時に一括で償還することに同意します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市職員共済組合理事長

現住所：〒999-9999 横浜市 〇〇区 〇〇町 999番地

所 属： 〇〇局 〇〇〇〇課

職員番号： 9999999

氏 名： 共済 太郎

※必ず本人が記入してください。

【貸付対象物件について】

- ① 貸付対象物件の所在地（該当する項目にチェック☑を入れてください。）

上記に同じ

その他： 横浜市 △△区 △△町 888番地

- ② 居住開始年月日（年末残高等証明書発行を適切に行うため、必ず記入してください。）

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

【注意事項】

- ① 組合員本人が貸付対象物件に居住しなくなった場合は、必ずご連絡ください。
- ② 同意書は必ずコピーをし、償還が終了するまで大切に保管しておいてください。